令和7年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金Q＆A

No.	項目	質問	回答
1	支援給付金	令和７年度の支援給付金の対象は何か。	食材費の高騰が続いている状況を踏まえ、利用者に対し食事を提供している入所系又は通所系の障がい福祉サービス事業所が対象になります。おやつのみ提供している場合は対象外となります。支援給付金は全額、利用者の食事の提供に係る経費（食材費、食事の業務委託費等）に充当してください。支援給付金を利用者に提供する食事に係る経費に充てる見込みがない場合は、交付対象外となります。
2	支援給付金	事業者が食費に関する費用を負担せず、利用者が全額負担している場合は対象となるか？	・事業者が食費に関する費用負担を全くしていない場合は対象となりませんが、利用者が負担する食費に加え、事業者が負担している場合は対象となります。 【交付対象となる例】 （例1）利用者が負担する食費で食事の質や量の維持ができないため、不足する部分について、事業者が負担している場合。 （例2）食事の業務委託費について、利用者と事業所が負担している場合。 （例3）宅配弁当の質や量を維持するために、弁当代の値上げ分を利用者に転嫁せず、事業者が負担している場合。
3	支援給付金	支援給付金を「利用者に提供する食事に係る費用に充てる」とは具体的にどういうことか？	支援給付金は、利用者に提供する食事の食材費、調理又は配食サービスの業務委託費等に使用してください。光熱水費は除きます。
4	支援給付金	利用者の食費を増額したが、申請できるのか。	今回の支援給付金はあくまで事業者支援となりますので、食事の提供を行っている入所系・通所系の事業所等であれば申請できます。ただし、支援給付金は、利用者の食事の提供に係る経費に充当してください。 例）令和７年４月から食事の利用者負担額を増額したが、支援給付金を活用し、令和７年１２月から利用者負担額を減額する。
5	交付対象	法人本部が山形市にないと対象とならないのか。	法人本部の所在地は問いません。事業所等の所在地が山形市内にあることが条件となっております。
6	交付対象	同じ所在地で、複数の異なるサービスを実施している場合はそれぞれ申請して良いか。	対象のサービス種別であれば、いずれも対象として申請可能です。ただし、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一所在地で行う多機能型事業所で、定員を併せて〇名としている場合は、どちらか一つのサービスで申請してください。
7	交付対象	令和7年度の途中から新規指定された事業所は、対象となるのか。	指定日以降で、食事の提供を始めた月から対象となります。
8	交付対象	休止している事業所は、対象になるか。	交付申請時点で廃止していなければ、対象になります。ただし、休止している月（食事を提供していない月）は対象外となります。
9	交付対象	廃止予定の事業所は、対象になるか。	交付決定日までに廃止が予定されている場合は対象外となります。交付決定日は申請日から概ね1ヶ月～1ヶ月半（提出内容に誤りがない場合）を見込んでください。
10	月数	該当月数とはどういうものをいうのか。	令和7年４月～令和8年３月において、利用者に食事を提供した月数です。
11	定員	定員とは、どれを指すのか。	運営規程に記載している定員となります。
12	定員	令和７年度の途中に定員を変更した場合は、どのように積算するのか。	年度の途中で定員数に変更があった場合は、月ごとにその定員数に応じた員数とし、様式第２号において、定員数ごとに行を分けて記入すること。 （例）４月～８月（５か月）の定員：１０名、９月～翌年３月（７か月）の定員：１５名の場合、積算方法は、基準単価×１０名×５か月＋基準単価×１５名×７か月とする。
13	定員	児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に事業を行う多機能型事業所の場合、定員数はどのように記入すべきか。	児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている多機能型事業所は、一日の定員数を上限としてください。 例１）児童発達支援１０名、放課後等デイサービス１０名、１日２０名の場合はサービス種別毎に記入してください。 例２）児童発達支援と放課後等デイサービス併せて１日１０名の場合は１０名となります。様式の関係上、児童発達支援又は放課後等デイサービスのいずれかにまとめて１日の定員数を入力してください。 例３）放課後等デイサービスを月曜日～金曜日に定員10人、児童発達支援を土曜日に定員10人として運営する多機能型事業所の場合、申請するサービスの種類は放課後等デイサービス、定員は１０名として取り扱います。

令和7年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金Q＆A

№.	項目	質問	回答
14	申請	申請受付はいつまでか。	最終締切は令和８年１月３０日（金）となります。※申請順に審査・決定し、お振込します。
15	申請	メールでの提出はできないのか。	メールでの提出も可能です。口座情報や通帳の写しを添付してもらう必要がありますので、セキュリティ対策のため郵送か窓口での提出を推奨します。メールで提出する場合は、誤送信のないようにご注意ください。
16	申請	介護の事業所も運営しているが、併せて申請して良いか。	申請書が異なりますので、同じ法人でも障がい分と介護分を分けて申請してください。
17	申請	共生型サービスは、障がい福祉サービス分と介護保険サービス分のどちらに申請すればよいか。	１つの事業所として扱うため、介護保険サービスの方へ申請してください。
18	申請	要綱第６条第１項第３号に規定する「運営規程又は重要事項説明書（食費の金額が記載された書類）」はどちらも提出する必要があるか。	食事代が記載されている運営規程又は重要事項説明書のいずれか一つを提出してください。なお、提出は通所系事業所のみが必要となります。
19	申請	国・県・市町村の他の給付金や補助金を受け取る予定だが、申請できるのか。	それぞれの給付金・補助金の支給要件で、本支援給付金との併給を禁じていなければ、重複して申請することが可能です。
20	振込	支援給付金の振込口座はどの口座を指定すれば良いか。	法人名の口座です。
21	振込	振込先を事業所ごとに分けたい。	申し訳ございませんが、振込先を分けて対応することはできません。申請者（法人）口座は、法人名の口座（1法人１口座）で申請してください。
22	振込	申請後、指定口座へ振込みされるまでどのくらいの期間がかかるか。	順次処理を行ってまいりますが、申請受付日から概ね1ヶ月～1ヶ月半（提出内容に誤りがない場合）お待ちいただきますようお願いいたします。
23	振込	振込のお知らせは来ますか。	振込に当たり、交付決定通知書を郵送いたします。
24	交付決定の取消し	給付金の交付後にサービス等を休止、廃止又は食事の提供を停止した場合、支援給付金を返還する必要があるのか。	障がい福祉サービス等の休止、廃止又は食事の提供の停止により給付対象月数に変更が生じた場合、交付決定の全部又は一部取消しを行います。支援給付金の変更分は、市へ返還していただきます。
25	書類の保管	要綱第１２条に規定する関係書類とはどのようなものを揃えておけば 良いか。	支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所等内へ保管（令和13年３月末日まで）していただく必要があ ります。 ①交付申請書類 ②本支援給付金の収入及び支出の関係を示す書類（本支援給付金の交付決定通知書、食材費又は食事の業務委託費等の請求書及び領収証等）